

営業許可の手続きについて

1. 手続きを始める前に

- 工事を始める前に、施設の設計図面等を保健所へ持参のうえ、事前に相談してください。
(調理場や製造所には施設基準がありますので、適合するかどうか相談してください)
- 営業者は施設ごとに食品衛生責任者をおかなければなりません。(食品衛生責任者の資格を取得していない方は講習会を受講してください)
- 井戸水を使用する場合は、あらかじめ水質検査(12項目)を検査し、飲用適の水であることを証する成績書を準備してください。
- 申請は、営業開始予定日の2週間程度前までに行ってください。



2. 申請書類の提出（窓口申請の場合）

1. 営業許可申請書	※法人の場合で、申請書に法人番号を記載していない時は登記事項証明書の提示が必要です。
2. 営業設備の構造図面	
3. 食品衛生責任者であることを証明するもの	
4. 食品衛生責任者研修会の申込書(1,000 円)	
5. 水質検査成績書(井戸水を使用する場合)	
◎ 許可申請手数料(業種により異なります)	

※厚生労働省の食品衛生申請等システムで行う場合
G ビズ ID または申請用 ID を作成し申請を行ってください。



厚生労働省
食品衛生申請等システム

3. 施設完成の確認検査

- 検査の際は、営業者が立ち合ってください。
なお、施設基準に適合しない場合は許可になりません。
(不適事項については改善し、再検査を受けることになります)



4. 営業許可証の交付

- 食品衛生責任者の方に衛生知識を高めるための研修会を受講していただき、許可証を交付します。

5. 営業開始

- 施設に「営業許可の証」を掲示してください。



(担当) 富山市保健所 生活衛生課
(電話) 076-428-1154